

改正後	改正前
個⑥007 損益の通算の計算書【裏面】	個⑥007 損益の通算の計算書【裏面】
損益の通算の計算書の書き方	損益の通算の計算書の書き方
1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄 (1) 「㊦通算後」の「譲渡」の各欄 「㊦差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「㊦差引金額」の金額をそのまま転記します。）。 ・「㊦差引金額」が赤字と黒字の場合…「㊦差引金額」の赤字を「総合」、「分離（特定損失額）」の順に、「総合」の黒字と通算します（「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長期」の順に通算します。）。 (2) 「㊩譲渡・一時所得の通算後」の各欄 「㊩通算後（※）」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。 ※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「㊩通算後」の金額から「㊣特別控除額」を差し引いた金額になります。 2 「3 損益の通算」の各欄 (1) 「㊦第1次通算後」の各欄 イ 「㊦通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「㊦通算前」の金額をそのまま転記します。 ロ 「㊦通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。 ハ 「㊦通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をAの黒字と通算します。 (2) 「㊣第2次通算後」の各欄 イ 「㊦第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「㊦第1次通算後」の金額をそのまま転記します。 ロ 「㊦第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通算します。 ハ 「㊦第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合…Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します。 (3) 「㊩第3次通算後」の各欄 イ 「㊣第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「譲渡」、「山林」の順にDの黒字と通算します。 ロ イ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「㊣第2次通算後」の金額をそのまま転記します。 (4) 「㊥所得金額」の各欄 イ 「㊩第3次通算後」の㊨と㊩の金額の合計額が黒字の場合…「㊥所得金額」の㊫には、㊨と㊩の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「㊩第3次通算後」の金額を転記します。 ロ イ以外の場合…「㊥所得金額」に「㊩第3次通算後」の金額を転記します。 3 申告書への転記 (1) 申告書B第一表 イ 「所得金額」欄の①から⑦ 申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます（「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」参照）。 ロ 「収入金額等」欄の㉔、㉕及び「所得金額」欄の⑧ i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合 ③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉔に、⑤の金額を「収入金額等」欄の㉕に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。 ii i 以外の場合 ⑨の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉔に、㉔の金額を「収入金額等」欄の㉔に、㉔と㉔の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。 ハ 「収入金額等」欄の㉔及び「所得金額」欄の⑨ ㉔の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉔に、㉔と㉔と㉔の金額の合計額を「所得金額」欄の⑨にそれぞれ転記します。 (2) 申告書第三表（分離課税用） ・「所得金額」欄の㉔及び㉔ ㉔の金額を申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㉔に、㉔の金額を「所得金額」欄の㉔にそれぞれ転記します。	1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄 (1) 「㊦通算後」の「譲渡」の各欄 「㊦差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「㊦差引金額」の金額をそのまま転記します。）。 ・「㊦差引金額」が赤字と黒字の場合…「㊦差引金額」の赤字を「総合」、「分離（特定損失額）」の順に、「総合」の黒字と通算します（「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長期」の順に通算します。）。 (2) 「㊩譲渡・一時所得の通算後」の各欄 「㊩通算後（※）」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。 ※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「㊩通算後」の金額から「㊣特別控除額」を差し引いた金額になります。 2 「3 損益の通算」の各欄 (1) 「㊦第1次通算後」の各欄 イ 「㊦通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「㊦通算前」の金額をそのまま転記します。 ロ 「㊦通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。 ハ 「㊦通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をAの黒字と通算します。 (2) 「㊣第2次通算後」の各欄 イ 「㊦第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「㊦第1次通算後」の金額をそのまま転記します。 ロ 「㊦第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通算します。 ハ 「㊦第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合…Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します。 (3) 「㊩第3次通算後」の各欄 イ 「㊣第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「譲渡」、「山林」の順にDの黒字と通算します。 ロ イ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「㊣第2次通算後」の金額をそのまま転記します。 (4) 「㊥所得金額」の各欄 イ 「㊩第3次通算後」の㊨と㊩の金額の合計額が黒字の場合…「㊥所得金額」の㊫には、㊨と㊩の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「㊩第3次通算後」の金額を転記します。 ロ イ以外の場合…「㊥所得金額」に「㊩第3次通算後」の金額を転記します。 3 申告書への転記 (1) 申告書B第一表 イ 「所得金額」欄の①から⑦ 申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます（「所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」参照）。 ロ 「収入金額等」欄の㉔、㉕及び「所得金額」欄の⑧ i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合 ③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉔に、⑤の金額を「収入金額等」欄の㉕に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。 ii i 以外の場合 ⑨の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉔に、㉔の金額を「収入金額等」欄の㉔に、㉔と㉔の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。 ハ 「収入金額等」欄の㉔及び「所得金額」欄の⑨ ㉔の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉔に、㉔と㉔と㉔の金額の合計額を「所得金額」欄の⑨にそれぞれ転記します。 (2) 申告書第三表（分離課税用） ・「所得金額」欄の㉔及び㉔ ㉔の金額を申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の㉔に、㉔の金額を「所得金額」欄の㉔にそれぞれ転記します。

個⑥007 損益の通算の計算書【裏面】

損益の通算の計算書の書き方

1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄

(1) 「㊦通算後」の「譲渡」の各欄

「㊦差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「㊦差引金額」の金額をそのまま転記します。）。

・「㊦差引金額」が赤字と黒字の場合…「㊦差引金額」の赤字を「総合」、「分離（特定損失額）」の順に、「総合」の黒字と通算します（「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長期」の順に通算します。）。

(2) 「㊩譲渡・一時所得の通算後」の各欄

「㊩通算後（※）」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。

※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「㊩通算後」の金額から「㊣特別控除額」を差し引いた金額になります。

2 「3 損益の通算」の各欄

(1) 「㊦第1次通算後」の各欄

イ 「㊦通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「㊦通算前」の金額をそのまま転記します。

ロ 「㊦通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。

ハ 「㊦通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をAの黒字と通算します。

(2) 「㊣第2次通算後」の各欄

イ 「㊦第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「㊦第1次通算後」の金額をそのまま転記します。

ロ 「㊦第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通算します。

ハ 「㊦第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合…Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します。

(3) 「㊩第3次通算後」の各欄

イ 「㊣第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「譲渡」、「山林」の順にDの黒字と通算します。

ロ イ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「㊣第2次通算後」の金額をそのまま転記します。

(4) 「㊥所得金額」の各欄

イ 「㊩第3次通算後」の㊨と㊩の金額の合計額が黒字の場合…「㊥所得金額」の㊫には、㊨と㊩の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「㊩第3次通算後」の金額を転記します。

ロ イ以外の場合…「㊥所得金額」に「㊩第3次通算後」の金額を転記します。

3 申告書への転記

(1) 申告書B第一表

イ 「所得金額」欄の①から⑦

申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます（「所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」参照）。

ロ 「収入金額等」欄の㉔、㉕及び「所得金額」欄の⑧

i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合

③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉔に、⑤の金額を「収入金額等」欄の㉔に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。

個⑥007 損益の通算の計算書【裏面】

損益の通算の計算書の書き方

1 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の各欄

(1) 「㊦通算後」の「譲渡」の各欄

「㊦差引金額」の赤字又は黒字の通算後の金額を書きます（「譲渡」の各欄がともに赤字又は黒字の場合には、「㊦差引金額」の金額をそのまま転記します。）。

・「㊦差引金額」が赤字と黒字の場合…「㊦差引金額」の赤字を「総合」、「分離（特定損失額）」の順に、「総合」の黒字と通算します（「総合」の黒字の区分内は、「短期」、「長期」の順に通算します。）。

(2) 「㊩譲渡・一時所得の通算後」の各欄

「㊩通算後（※）」の「譲渡」の赤字又は黒字と「一時」の通算後の金額を書きます。

※ 「譲渡・総合」及び「一時」は、「㊩通算後」の金額から「㊣特別控除額」を差し引いた金額になります。

2 「3 損益の通算」の各欄

(1) 「㊦第1次通算後」の各欄

イ 「㊦通算前」のA、Bがともに赤字又は黒字の場合…「㊦通算前」の金額をそのまま転記します。

ロ 「㊦通算前」のAが赤字でBが黒字の場合…Aの赤字は、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順にBの黒字と通算します。

ハ 「㊦通算前」のAが黒字でBが赤字の場合…Bの赤字をAの黒字と通算します。

(2) 「㊣第2次通算後」の各欄

イ 「㊦第1次通算後」のA、B、Cがともに赤字又は黒字の場合…「㊦第1次通算後」の金額をそのまま転記します。

ロ 「㊦第1次通算後」のA、Bが赤字でCが黒字の場合…A、Bの赤字は、「経常所得」、「譲渡」の順にCの黒字と通算します。

ハ 「㊦第1次通算後」のA、Bが黒字でCが赤字の場合…Cの赤字は、「経常所得」、「短期・総合」、「長期・総合」、「一時」の順に通算します。

(3) 「㊩第3次通算後」の各欄

イ 「㊣第2次通算後」のA、B、Cが赤字でDが黒字の場合…A、B、Cの赤字は、「経常所得」、「譲渡」、「山林」の順にDの黒字と通算します。

ロ イ以外の場合…A、B、C、Dの金額は、「㊣第2次通算後」の金額をそのまま転記します。

(4) 「㊥所得金額」の各欄

イ 「㊩第3次通算後」の㊨と㊩の金額の合計額が黒字の場合…「㊥所得金額」の㊫には、㊨と㊩の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「㊩第3次通算後」の金額を転記します。

ロ イ以外の場合…「㊥所得金額」に「㊩第3次通算後」の金額を転記します。

3 申告書への転記

(1) 申告書B第一表

イ 「所得金額」欄の①から⑦

申告書B第一表の「所得金額」欄の①から⑦には、損益の通算前の金額を書きます（「所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」参照）。

ロ 「収入金額等」欄の㉔、㉕及び「所得金額」欄の⑧

i 「2 譲渡・一時所得の損益の通算」の③と⑤の金額の合計額が赤字の場合

③の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄の㉔に、⑤の金額を「収入金額等」欄の㉔に、③と⑤の金額の合計額を「所得金額」欄の⑧にそれぞれ転記します。